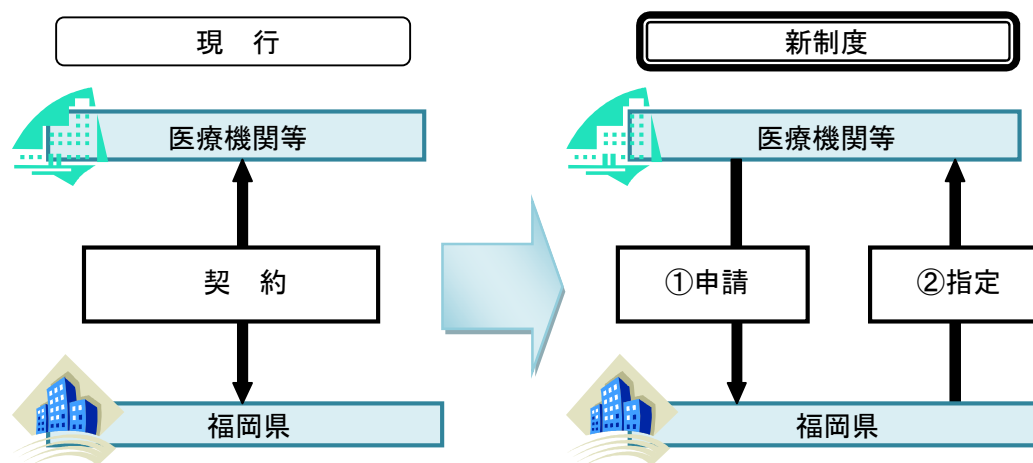


## 新たな難病医療費助成制度における 指定医療機関の申請手続について

### 指定医療機関について

- ◆ 「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」といいます。）が、平成27年1月1日から施行となり、新たな難病医療費助成制度が実施されます。
- ◆ 新制度では、知事の指定を受けた医療機関等（以下「指定医療機関」といいます。）が行う医療に限り、難病患者の方が助成を受けることができます。
- ◆ 指定医療機関の指定を受けるためには、申請の手続が必要になります。
- ◆ 裏面に申請手続等を記載しております。御参照の上、必要な手続を行ってくださいますようお願いいたします。
- ◆ 現行制度における委託契約を県と締結している医療機関等や福岡県医師会に加入していることによって包括的に県と委託契約を締結している医療機関も、新制度では申請が必要になります。



難病患者の方が、生活に身近な地域で医療を受けることができるよう、指定申請に御協力くださいますようお願いいたします。

#### 【問合せ先】

福岡県保健医療介護部健康増進課疾病対策係

電話：092-643-3267

FAX：092-643-3271

## 指定医療機関の要件・責務・有効期間

### 【要件】（難病法第14条第1項）

- ◆ 以下の医療機関等であること。
  - 保険医療機関
  - 保険薬局
  - 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
  - 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者（訪問看護を行う者に限る。）
  - 介護保険法に規定する指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護を行う者に限る。）
- ◆ 難病法第14条第2項で定める欠格事項（申請書裏面参照）に該当していないこと。

### 【責務】（難病法第16条・第17条・第18条）

- ◆ 指定医療機関は、指定難病の患者の療養生活の質の向上を図るため、良質かつ適切な特定医療を行わなければならない。
- ◆ 指定医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例による。
- ◆ 指定医療機関は、特定医療の実施に関し、知事の指導を受けなければならない。
- ◆ 指定の有効期間は6年間です。有効期間の更新には、更新手続が必要です。

## 指定医療機関の申請手続

### 【申請手続】

別添「指定医療機関指定申請書」を郵送で下記宛に提出してください。  
様式は福岡県のホームページからダウンロードできます。

### 【提出先（郵送先）】

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県保健医療介護部健康増進課疾病対策係

## 留意事項

- ◆ 指定後、福岡県から申請者宛に指定書を送付します。
- ◆ 指定を行った医療機関等の名称、所在地等を福岡県が公示します。